

第3期のびのび希望プランの策定について【パブリックコメントの概要】

実施期間

令和6年12月18日（水）～ 令和7年1月24日（金）〔37日間〕

意見募集方法

「第3期さいたま子ども・青少年のびのび希望（ゆめ）プラン（素案）」（全体版・概要版・こども版）を公開し、意見を募集。（持参、FAX、郵送、電子申請）

【公開場所等】

子ども・青少年政策課窓口（さいたま市役所2階）、区役所情報公開コーナー
 単独型子育て支援センター、児童センター、図書館、さいたま市ホームページ、さいたま子育てWEB
 ※ あわせて市公式SNSや各市立小中学校を通じた周知、二十歳の集いにおける周知も実施。

結果概要

意見提出者 : 32名
 （内、子どもの数） : 5名
 総意見数 : 69件
 意見を反映したもの : 5件

主な意見（抜粋）

●計画全体について

- ・子どもの権利について、用語を繰り返し使用すべき
- ・子ども、若者の教育に関する内容を充実すべき など

●各掲載事業について

- ・保育所関連（保育所の整備、保育料の軽減）
- ・放課後児童クラブ（利用料への補助、食事の提供）
- ・学校（義務教育学校整備、PTA、フリースクールへの支援）
- ・障害を持つ児童への配慮（保育所入所、高次脳機能障害） など

第3期のびのび希望プランの策定について【計画への意見反映】

反映部分

御意見	修正箇所	修正内容
第2期計画に掲載されている子どもの貧困対策に関するモニタリング指標を追加した方が良い。	P64	御指摘の指標を追加します。 ※ 妊娠届出時の情報提供・相談件数、3歳児歯科健診で虫歯のない幼児の割合、など10項目
放課後児童健全育成事業について、利用者の見込み人数には6年生まで含むのか。	P184～	区別のほか、学年別の「量の見込み」も記載します。
プレーワーカーだけ育成して増やしても、そのプレーワーカーを生かすプレーパークがなくては意味がないため、プレーパークという居場所の重要性も明記した方が良い。	P143	事業番号106「プレーワーカーの育成」において、プレーパークの拡充に向けて取り組む旨を追記します。
「出生時の母の平均年齢の推移」について第1子出産に限る年齢のことか、第2子以降出生年齢も含まれているのか、その記載が必要ではないか。	P20	出産順位に関係なく、全ての出産に関するデータであることを補足します。
女性の平均初婚年齢の推移だけでなく、男性のデータの記載もお願いしたい。	P19	女性のデータに加え、男性のデータも記載します。

第3期のびのび希望プランの策定について【その他の追加・修正】

その他追加・修正を行うもの

令和7年度新規事業を追加

昨年12月の素案公表時点では掲載することができなかった、令和7年度当初予算における新規5事業を追加。

- ①少子化対策・結婚支援事業 ※ 若者のライフデザイン支援
- ②多胎児家庭外出支援事業
- ③子ども・若者の意見表明・社会参画の促進 ※ 子ども・若者ワークショップの開催
- ④養育費立替支援事業
- ⑤養育費強制執行支援補助金

※ 素案からの修正を審議する第3回児童福祉専門分科会は3月18日（議会閉会后）

その他、誤字等の微修正を実施

第3期のびのび希望プランの全体像

基本理念

社会全体で子ども・青少年の幸せと命の尊さを第一に考え、
未来を担うすべての子ども・青少年が
自分らしく輝いて成長できるまち

子ども・青少年が
主体の視点

基本目標 Ⅰ

安心して子どもを生み育てられる環境づくり

基本施策

- (1) 結婚や妊娠を望む方への支援
- (2) 妊娠期からの切れ目のない母子保健サービスの充実
- (3) 親子の健やかな成長のための支援と環境整備

基本目標 Ⅱ

子育てがしやすい環境づくり

- (1) 幼児教育・保育の提供体制の確保
- (2) 多様なニーズに応える保育サービスの充実
- (3) 放課後の居場所の確保と充実
- (4) 子育てを支える経済的支援の充実
- (5) 社会全体で支える子育て支援の充実
- (6) 相談・情報提供の充実

すべての子ども・
青少年・子育て家庭
を支援する視点

基本目標 Ⅲ

子ども・若者が健全に成長できる環境づくり

- (1) 子ども・若者の権利と個性が尊重される社会の実現
- (2) 多様な体験・活動の提供
- (3) 地域における多彩な人材の育成
- (4) 子ども・若者の居場所づくり
- (5) 困難を有する子ども・若者の支援
- (6) 健全な成長を支える安全な環境づくり

社会全体で
支援する視点

基本目標 Ⅳ

誰一人取り残さない支援の充実

- (1) 障害児施策の充実
- (2) 児童虐待防止対策の充実
- (3) 社会的養育施策の充実
- (4) ひとり親家庭等への自立支援の充実
- (5) 貧困の連鎖を断ち切るための支援の充実

重点施策

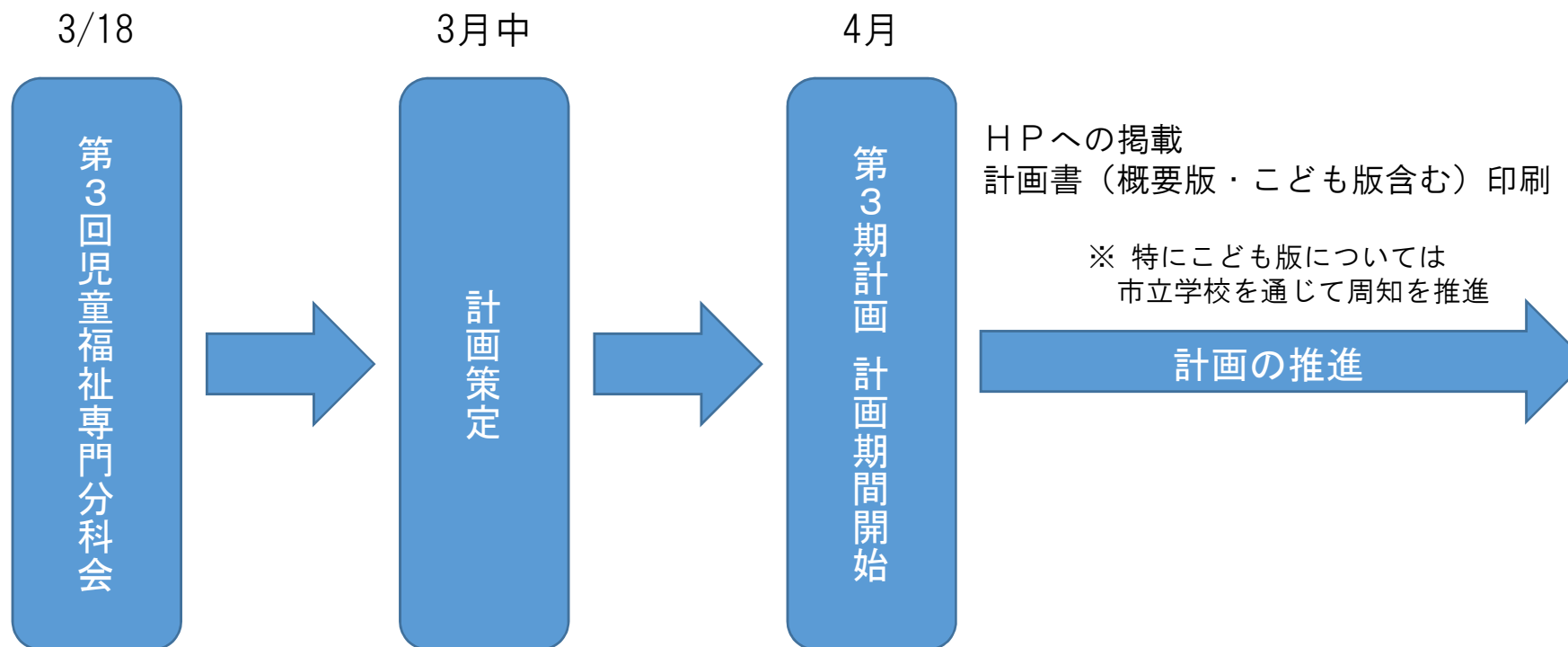
こどもまんなか社会の実現

少子化対策の推進

掲載事業数は第2期計画：161事業
第3期計画：180事業（19事業増加）

第3期のびのび希望プランの策定について【今後のスケジュール】

今後のスケジュール



第3期のびのび希望プランの進行管理について

計画の進捗管理

- ①毎年度の予算編成過程において、第3期プランの施策体系や成果指標を意識した検討を行い、新年度の事業展開（新規事業を含む）と各事業の目標を掲載した「施策集」を作成します。
- ②新年度開始前に「施策集」を児童福祉専門分科会へ提示し、目標設定の妥当性について御意見をいただきます。
- ③「施策集」掲載事業の進捗状況は児童福祉専門分科会へ報告し、毎年度点検・評価を行います。

各事業の目標設定の考え方

- 各事業の目標設定に当たっては、できる限り具体的・定量的な指標・目標値を設定します。
（参考資料 参照）

※ ただし、施策の性質によっては、事業の実施自体を指標としているものもあります。

【定量的な目標設定をしない事業の例】

- ・ 手当等の給付を目的とする事業で、要件を満たす申請については全て給付するもの
【児童手当、就学援助、医療費助成 など】
- ・ 行政手続の中で減免・優先・優遇等、または周知啓発を行うことを目的とするもの
【市営住宅の優先入居、水道料金の減免 など】
- ・ 会議の開催、施設や相談・支援の窓口設置等を目的とするもの
【児童福祉専門分科会児童養護審査部会、子ども家庭総合センターの管理、子ども急患電話相談 など】
- ・ 必ずしも実績数等の増加が望ましいといえないもの
【母子生活支援施設事業、母子緊急一時保護事業 など】

第3期のびのび希望プランの進行管理について

「施策集」のイメージ

基本目標 III		子ども・若者が健全に成長できる環境づくり						
成果指標		基準値	目標	備考				
子ども・青少年が健全に成長していると感じる市民の割合		79.8% (令和5年度)	88% (令和11年度)	市民アンケート				
「将来の夢や希望を持っている」生徒（中3）の割合		69.7% (令和5年度)	78% (令和11年度)	市民アンケート				
施策(1) 子ども・若者の権利と個性が尊重される社会の実現								
	事業名	指標	基準値 (R5)	目 標				
				R 7	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1
89	青少年の主張大会 (子ども・青少年政策課)	応募人数（人）	641	761	761	761	761	761
90	人権尊重意識の醸成 (人権政策・男女共同参画課)	人権啓発講演会の参加者の人権問題等に対する理解度（%）	－	90	90	90	90	90
91	人権教育推進事業 (人権教育推進室)	校内人権教育研修会の実施校数の割合（%）	－	95	95	95	95	95
		人権教育集会所における多様な主体と連携した人権に関する主催事業の開催回数（回）	－	7	8	9	10	11

第3期プラン未掲載事項

第3期プラン未掲載事項